

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-鉄道分野の基準について-」の一部改正について

令和8年8月 28 日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-鉄道分野の基準について-」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正 後)	改正箇所	現行	改正
1	P.1	前文 ○1つ目	○ 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、鉄道分野についても「鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和 6 年 3 月 29 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「鉄道分野における特定技能の在留資格に係	○ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、鉄道分野においては、「鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。

			る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（令和6年4月19日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。	
		○2つ目	○ また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、鉄道分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年国土交通省告示第1180号。以下「告示」という。）において、鉄道分野固有の基準が定められています。	○ また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、鉄道分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年国土交通省告示第1180号。以下「告示」という。）において、鉄道分野固有の基準が定められています。
		○3つ目	○ 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。	○ 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。
2	P.2	目次	（新設）	目次

				第1 特定技能外国人が従事する業務 3 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 6 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 10 第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の 確保に係る基準 13 第5 上陸許可に係る基準 15 第6 育成・キャリア形成プログラム 17
3	P.3	第1 特定技能 外国人が従事す る業務 【関係規定】 分野別運用方針 (抜粋)	【関係規定】 分野別運用方針 (抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 1号特定技能外国人が従事する業務 1号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)に定める試験区分に対応し、別表c. 業務区分(5(1)関係)の欄に掲げる業務とする。	【関係規定】 分野別運用方針 (抜粋) 第二 特定技能制度に関する事項 2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項 (1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務 鉄道分野において設定する業務区分及び1号特定技能外国人が従事する業務は、上記1(1)①の技能水準にあつては当該技能水準に対応し、それぞれ別表1のc. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおりとし、上記1(1)②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表2のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表1のc. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおりとする。 なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する

				日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。
4	P.3	分野別運用要領 (抜粋)	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 鉄道分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3（1）に定める試験区分及び運用方針5（1）に定める業務区分に従い、上記第1の1（1）のいずれかの試験合格又は下記2（1）の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。 なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。	（削除）
5	P.3	【業務内容】 ○1つ目 ○2つ目	【主たる業務】 ○ 鉄道分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針及び分野別運用要領に基づき、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。 ○ 本要領別表に記載された業務の考え方は以下のとお	【業務内容】 ○ 鉄道分野において受け入れる1号特定技能外国人は、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務作業、作業場所の整理整頓や清掃）に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。 ○ 1号特定技能外国人

			りです。 ・軌道整備の業務区分については、軌道検測作業、レール交換作業、まくらぎ交換作業、バラストを取り扱う作業、保安設備を取り扱う作業等、軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等が対象となります。 ・電気設備整備の業務区分については、電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等が対象となります。 ・車両整備の業務区分については、列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出所対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時清掃業務等が対象となります。 ・車両製造の業務区分については、素材加工、部品組立て、構体組立て、塗装、溶接、ぎ装、台車枠製造、台車組立て、電子機器組立て、電気機器組立て、試験・検査、部品検収・配膳業務等が対象となります。 ・運輸係員の業務区分については、ポイント操作、入換え合図、駅設備管理・取扱業務、旅客案内・貨物取扱業務、運行管理業務、車掌業務、運転士業務等が対象となります。 ・なお、業務の遂行に際しては、鉄道営業法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、社内規定等の規程類を遵守することが必要です。	分野別運用方針第二１（１）に定める試験及び分野別運用方針第二２（１）に定める業務に従い、第二１（１）の試験合格により確認された技能を要するものであって、以下の業務に従事しなければなりません。なお、業務の遂行に際しては、鉄道営業法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、社内規程等の規程類を遵守することが必要です。 ・軌道整備の業務区分については、軌道検測作業、レール交換作業、まくらぎ交換作業、バラストを取り扱う作業、保安設備を取り扱う作業等、軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等が対象となります。 ・電気設備整備の業務区分については、電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等が対象となります。 ・車両整備の業務区分については、列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出所対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時清掃業務等が対象となります。 ・車両製造の業務区分については、素材加工、部品組立て、構体組立て、塗装、溶接、ぎ装、台車枠製造、台車組立て、電子機器組立て、電気機器組立て、試験・検査、部品検収・配膳業務等が対象となります。 ・運輸係員の業務区分については、ポイント操作、入換え合図、駅設備管理・取扱業務、旅客案内・貨物取扱業務、運行管理業務、車掌業務、運転士業務等が対象となります。 ・駅・車両清掃の業務区分については、車両内部清掃（折
--	--	--	--	--

				り返し清掃含む)、車両外部清掃、コンコース清掃・駅舎清掃、ホーム清掃（駅務機器、エレベータ、エスカレータ清掃含む）、休憩室清掃（駅員・乗務員用等）等が対象となります。
6	P.4	【関連業務】	【関連業務】 ○ 分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。 ○ なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。 （注）専ら関連業務に従事することは認められません。 ・ 事務作業 ・ 作業場所の整理整頓や清掃	（削除）
7	P.4	【相談窓口】 ○ 1 つ目	【相談窓口】 ○ 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については国土交通省鉄道局にお問い合わせください。問合せ先については、国土交通省鉄道局のホームページを御覧ください。 （URL：https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html）	【相談窓口】 ○ 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が鉄道分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。 国土交通省鉄道局技術企画課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL：03(5253)8546 （URL：https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html）
8	P.6	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 分野別運用方針	分野別運用方針（抜粋） 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 鉄道分野において特定技能1号の在留資格で受け入れられる外国人は、以下に定める試験に合格した者とする。	分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度に関する事項 1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 鉄道分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次の（1）及び（2）に定

		(抜粋)	また、特定技能 1 号の在留資格については、鉄道分野に関する第 2 号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力基準を満たしているものとして取り扱う。 (1) 技能水準（試験区分） 別表 a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験 (2) 日本語能力水準 別表 b. 試験区分（3（2）関係）の欄に掲げる試験	める試験に合格した者とする。 (1) 技能水準 次のいずれかの試験 ① 別表 1 の a. 技能水準の欄に掲げるもの ② 別表 2 の d. 育成就労評価試験（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの (2) 日本語能力水準 別表 1 の b. 日本語能力水準の欄に掲げるもの
9	P. 6	分野別運用要領 (抜粋)	分野別運用要領（抜粋） 第 3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 2. 技能実習 2 号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価 (1) 鉄道分野において受け入れる 1 号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習 2 号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。 この場合、当該職種に係る第 2 号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1 号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第 1 の 1（1）の試験を免除する。	(削除)

			(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、運用方針別表c.業務区分(5(1)関係)項番1から4の欄に掲げる業務区分において、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。	
10	P.6	【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○1つ目 ○2つ目	○ 1号特定技能外国人として鉄道分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。 (新設)	【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 「鉄道分野特定技能1号評価試験(軌道整備)」(分野別運用方針第二1(1)の試験区分) 当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における作業等に関する特異性を理解し、軌道検測作業、レール交換作業、まくらぎ交換作業、バラストを取り扱う作業、保安設備を取り扱う作業等、軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等を適切かつ安全にできることを認定するものであり、この試験の合格者は、鉄道分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。 ○ 「鉄道分野特定技能1号評価試験(電気設備整備)」(分野別運用方針第二1(1)の試験区分) 当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における作業等に関する特異性を理解し、電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等を適切かつ安全にできることを認定するものであ

		○3つ目	(新設)	り、この試験の合格者は、鉄道分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。 ○ 「鉄道分野特定技能1号評価試験（車両整備）」（分野別運用方針第二1（1）の試験区分） 当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における作業等に関する特異性を理解し、列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時清掃業務等を適切かつ安全にできることを認定するものであり、この試験の合格者は、鉄道分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。
		○4つ目	(新設)	○ 「鉄道分野特定技能1号評価試験（車両製造）」（分野別運用方針第二1（1）の試験区分） 当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における作業等に関する特異性を理解し、素材加工、部品組立て、構体組立て、塗装、溶接、ぎ装、台車枠製造、台車組立て、電子機器組立て、電気機器組立て、試験・検査、部品検収・配膳業務等を適切かつ安全にできることを認定するものであり、この試験の合格者は、鉄道分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。
		○5つ目	(新設)	○ 「鉄道分野特定技能1号評価試験（運輸係員）」（分

		○6つ目	(新設)	野別運用方針第二１（１）の試験区分） 当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における作業等に関する特異性を理解し、ポイント操作、入換え合図、駅設備管理・取扱業務、旅客案内・貨物取扱業務、運行管理業務、車掌業務、運転士業務等を適切かつ安全にできることを認定するものであり、この試験の合格者は、鉄道分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。 ○ 「鉄道分野特定技能１号評価試験（駅・車両清掃）」 （分野別運用方針第二１（１）の試験区分） 当該試験は、指導者の指示・監督の下、鉄道における作業等に関する特異性を理解し、車両内部清掃（折り返し清掃含む）、車両外部清掃、コンコース清掃・駅舎清掃、ホーム清掃（駅務機器、エレベータ、エスカレータ清掃含む）、休憩室清掃（駅員・乗務員用等）等を適切かつ安全にできることを認定するものであり、この試験の合格者は、鉄道分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。
		○7つ目	○ また１号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習２号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。	○ 「日本語教育の参照枠」A2.2 相当以上（運輸係員の業務区分以外） ※ 以下のいずれかの試験の合格 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（J F T－B a s i c）A2.2 相当以上 ・ 日本語能力試験（J L P T）N4 以上

		○ 8 つ目	○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の 技能実習 2 号を良好に修了した者については、 国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます（ただし、日本語能力試験（N 3 以上）の合格が求められる運輸係員の業務区分は除く。）。	※ 特定技能 1 号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び 日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習 2 号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能 1 号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、令和 9 年 4 月 1 日以降も当面の間、当該特定技能 1 号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習 2 号の職種・作業については別表参照。）。 また、技能実習 2 号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能 1 号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能 1 号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当分の間、これらの事実をもって日本語能力（「日本語教育の参照枠」A2.2 相当）を有していることが証明されたこととします（運輸係員の業務区分以外、別途証明は不要です。）。 ○ 「日本語教育の参照枠」B1 相当以上（運輸係員の業務区分） ※ 以下の試験の合格 ・ 日本語能力試験（J L P T）N 3 以上 ※ C E F R の B1 相当以上を判定された場合に限る。
--	--	---------------	--	---

1 1	P.9	【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○1つ目	(新設)	【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 鉄道分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。
1 2	P.9	【確認対象の書類】 ○1つ目	【確認対象の書類】 ○ 試験合格者の場合 ・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる鉄道分野特定技能1号評価試験又は技能検定3級の合格証明書の写し ・日本語能力を証するものとして次のいずれか国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し（運輸係員の業務区分を除く） 日本語能力試験（N4以上（運輸係員の業務区分についてはN3以上））の合格証明書の写し ＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます（ただし、日本語能力試験（N3以上）の合格が求められる運輸係員の業務区分は除く。）。	【確認対象の書類】 ○ 試験合格者の場合 ・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる鉄道分野特定技能1号評価試験又は技能検定3級の合格証明書の写し ・日本語能力を証するものとして次のいずれか国際交流基金日本語基礎テストの結果通知書（A2.2相当以上）の写し（運輸係員の業務区分を除く） 日本語能力試験（N4以上（運輸係員の業務区分についてはN3以上））の合格証明書の写し ＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもって鉄道分野において特定技能1号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）を受験し、合格する必要はありません（ただし、日本語能力試験（N3以上）の合格が求められる運輸係員の業務区分は除く。）。
		○2つ目	○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合	○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合

			・技能実習２号修了時の技能検定等に合格している場合 本要領別表の「試験免除等となる技能実習２号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定３級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し ・技能実習２号修了時の技能検定等に合格していない場合 技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号） ＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第４章第１節（３）技能水準に関するもの」を御参照ください。	・技能実習２号修了時の技能検定等に合格している場合 本要領別表の「試験免除等となる技能実習２号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定３級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し 日本語能力試験（N３以上）の合格証明書の写し（運輸係員の業務区分のみ） ・技能実習２号修了時の技能検定等に合格していない場合 技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号） ＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第４章第１節（３）技能水準に関するもの」を御参照ください。 日本語能力試験（N３以上）の合格証明書の写し（運輸係員の業務区分のみ）
1 3	P.9	【経過措置】	【経過措置】 ○ 技能検定３級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。 ○ 技能実習２号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習２号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習２号修了時の技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書等の提出が必要です。	（削除） （削除）
1 4	P.10	第３ 特定技能	告示第２条	告示第２条

		雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	鉄道分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。 二 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合 にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。	鉄道分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。 二 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（次号及び第4号において「協議会」という。）の構成員であること。 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。 四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 五 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 六 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、第2号から前号までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
15	P.10	分野別運用方針 （抜粋）	（新設）	分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度に関する事項 2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項 （3）特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等 特定技能所属機関に対して特に課す条件

				① 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。 ② 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する特定技能の協議会の構成員になること。 ③ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会において協議が調った措置を講じること。 ④ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 ⑤ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 ⑥ 特定技能所属機関は、登録支援機関に 1 号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記②、③、④及び⑤の条件を満たす登録支援機関に委託すること。
1 6	P.1 1	【特定技能所属機関】 ○ 1 つ目	○ 鉄道分野の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、国土交通省鉄道局のホームページに示す鉄軌道事業者一覧に示す者、若しくは「第 1 特定技能外国人が従事する業務」の【主たる業務】に示す各業務区分の対象となる業務を行う者でなければなりません。 (URL:https://www.mlit.go.jp/statistics/details/content/001740685.pdf)	【特定技能所属機関】 ○ 鉄道分野の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、国土交通省鉄道局のホームページに示す鉄軌道事業者一覧に示す者、若しくは「第 1 特定技能外国人が従事する業務」の【業務内容】に示す各業務区分の対象となる業務を行う者でなければなりません。
1 7	P.1 1	【協議会】		【協議会】

		○1つ目	(新設)	○ 国土交通省は、鉄道分野の特定技能所属機関、登録支援機関、業界団体、試験実施機関、制度関係機関その他の関係者により構成される鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）を設置することとされています。
		○2つ目	(新設)	○ 協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、鉄道分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定等について協議を行います。
		○3つ目	○ 鉄道分野の1号特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する鉄道分野特定技能協議会（以下「協議会」とする。）の構成員にならなければなりません。	○ 鉄道分野の1号特定技能外国人を受け入れる場合には、特定技能所属機関は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、協議会で協議が調った措置を講じるとともに、協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。
			○ 構成員は、協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。	(削除)
		○4つ目	○ また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。	○ 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

		○5つ目 ○6つ目	○ 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。 ○ なお、協議会に関する問合せ先については、国土交通省鉄道局のホームページを御覧ください。 (URL : https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html)	○ 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。 ○ 協議会に関する詳細については、国土交通省鉄道局のホームページを御覧ください。 (URL : https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html)
18	P.12	【確認対象の書類】 ○2つ目 ○4つ目	○ 鉄道分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の写し（特定技能所属機関） ○ 鉄道分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の写し（登録支援機関）	○ 協議会の構成員であることの証明書の写し（特定技能所属機関） ○ 協議会の構成員であることの証明書の写し（登録支援機関）
19	P.13	第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	告示第2条 鉄道分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。	告示第2条 鉄道分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。

			二 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 五 登録支援機関に適合 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前 3 号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。	二 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（次号及び第 4 号において「協議会」という。）の構成員であること。 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。 四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 五 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 六 登録支援機関に適合 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第 2 号から前号までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
20	P.15	第5 上陸許可に係る基準 【関係規定】 告示第1条	告示第1条 鉄道分野（軌道分野を含む。以下同じ。）に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	告示第1条 鉄道分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。
21	P.15	【労働者派遣】 ○1つ目	○ 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません	【労働者派遣】 ○ 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。

			ん。	
2 2	P.1 7	第6 育成・キャリア形成プログラム 分野別運用方針 (抜粋)	(新設)	分野別運用方針（抜粋） 第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項 4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項 （1）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項 国土交通省は、関係業界等と協働して、育成就労及び特定技能1号に係る鉄道分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。 鉄道分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

2 3	P.1 7	第6 育成・キ ャリア形成プロ グラム ○1 つ目	(新設)		○ 鉄道分野における育成プログラムは、特定技能制度 及び育成就労制度を通貫したものとするを基本と し、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能 等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係 業界及び特定技能所属機関等において、受け入れる外 国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための 指針となります。																																																																																																																			
		○2 つ目	(新設)		○ 鉄道分野における育成プログラムは、国土交通省の ホームページに掲載されますので、適切に参照し活用 してください。																																																																																																																			
2 4	別表			<table><tr><th colspan="6">別表(鉄道)</th></tr><tr><th rowspan="2">共通(特定技能1号・2号)</th><th colspan="2">特定技能1号</th><th colspan="3">特定技能2号</th></tr><tr><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本国能力水準及び評価方法等</th><th>試験受験等となる技能実習2号</th><th colspan="2">技能水準及び評価方法等</th></tr><tr><td>【特定技能1号】 製造業(製造業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)</td><td>製造業(製造業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)</td><td>国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)</td><td>製造業関係職種</td><td>製造業関係職種</td><td></td></tr><tr><td>【特定技能1号】 建設業(建設業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)</td><td>建設業(建設業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)</td><td>国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>【特定技能1号】 農業(農業関係職種、水産加工)</td><td>農業(農業関係職種、水産加工)</td><td>国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)</td><td>農業関係職種</td><td>農業関係職種</td><td></td></tr><tr><td>【特定技能1号】 漁業(漁業関係職種、水産加工)</td><td>漁業(漁業関係職種、水産加工)</td><td>国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)</td><td>漁業関係職種</td><td>漁業関係職種</td><td></td></tr><tr><td rowspan="10">【特定技能1号】 製造業(製造業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)</td><td rowspan="10">製造業(製造業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)</td><td rowspan="10">国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)</td><td>建設業関係職種</td><td>建設業関係職種</td><td></td></tr><tr><td>製造業関係職種</td><td>製造業関係職種</td><td></td></tr><tr><td>農業関係職種</td><td>農業関係職種</td><td></td></tr><tr><td>漁業関係職種</td><td>漁業関係職種</td><td></td></tr><tr><td>建設業関係職種</td><td>建設業関係職種</td><td></td></tr><tr><td>製造業関係職種</td><td>製造業関係職種</td><td></td></tr><tr><td>農業関係職種</td><td>農業関係職種</td><td></td></tr><tr><td>漁業関係職種</td><td>漁業関係職種</td><td></td></tr><tr><td>建設業関係職種</td><td>建設業関係職種</td><td></td></tr><tr><td>製造業関係職種</td><td>製造業関係職種</td><td></td></tr></table>	別表(鉄道)						共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号			技能水準及び評価方法等	日本国能力水準及び評価方法等	試験受験等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等		【特定技能1号】 製造業(製造業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	製造業(製造業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)	製造業関係職種	製造業関係職種		【特定技能1号】 建設業(建設業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	建設業(建設業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)				【特定技能1号】 農業(農業関係職種、水産加工)	農業(農業関係職種、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)	農業関係職種	農業関係職種		【特定技能1号】 漁業(漁業関係職種、水産加工)	漁業(漁業関係職種、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)	漁業関係職種	漁業関係職種		【特定技能1号】 製造業(製造業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	製造業(製造業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)	建設業関係職種	建設業関係職種		製造業関係職種	製造業関係職種		農業関係職種	農業関係職種		漁業関係職種	漁業関係職種		建設業関係職種	建設業関係職種		製造業関係職種	製造業関係職種		農業関係職種	農業関係職種		漁業関係職種	漁業関係職種		建設業関係職種	建設業関係職種		製造業関係職種	製造業関係職種		<table><tr><th colspan="6">別表(製造)</th></tr><tr><th rowspan="2">共通(特定技能1号・2号)</th><th colspan="2">特定技能1号</th><th colspan="3">特定技能2号</th></tr><tr><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本国能力水準及び評価方法等</th><th>試験受験等となる技能実習2号</th><th colspan="2">技能水準及び評価方法等</th></tr><tr><td>製造業関係職種</td><td>製造業(製造業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)</td><td>国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)</td><td>製造業関係職種</td><td>製造業関係職種</td><td></td></tr><tr><td>建設業関係職種</td><td>建設業(建設業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)</td><td>国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>農業関係職種</td><td>農業(農業関係職種、水産加工)</td><td>国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)</td><td>農業関係職種</td><td>農業関係職種</td><td></td></tr><tr><td>漁業関係職種</td><td>漁業(漁業関係職種、水産加工)</td><td>国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)</td><td>漁業関係職種</td><td>漁業関係職種</td><td></td></tr></table>	別表(製造)						共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号			技能水準及び評価方法等	日本国能力水準及び評価方法等	試験受験等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等		製造業関係職種	製造業(製造業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)	製造業関係職種	製造業関係職種		建設業関係職種	建設業(建設業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)				農業関係職種	農業(農業関係職種、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)	農業関係職種	農業関係職種		漁業関係職種	漁業(漁業関係職種、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)	漁業関係職種	漁業関係職種	
別表(鉄道)																																																																																																																								
共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号																																																																																																																					
	技能水準及び評価方法等	日本国能力水準及び評価方法等	試験受験等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等																																																																																																																				
【特定技能1号】 製造業(製造業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	製造業(製造業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)	製造業関係職種	製造業関係職種																																																																																																																				
【特定技能1号】 建設業(建設業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	建設業(建設業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)																																																																																																																						
【特定技能1号】 農業(農業関係職種、水産加工)	農業(農業関係職種、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)	農業関係職種	農業関係職種																																																																																																																				
【特定技能1号】 漁業(漁業関係職種、水産加工)	漁業(漁業関係職種、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)	漁業関係職種	漁業関係職種																																																																																																																				
【特定技能1号】 製造業(製造業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	製造業(製造業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)	建設業関係職種	建設業関係職種																																																																																																																				
			製造業関係職種	製造業関係職種																																																																																																																				
			農業関係職種	農業関係職種																																																																																																																				
			漁業関係職種	漁業関係職種																																																																																																																				
			建設業関係職種	建設業関係職種																																																																																																																				
			製造業関係職種	製造業関係職種																																																																																																																				
			農業関係職種	農業関係職種																																																																																																																				
			漁業関係職種	漁業関係職種																																																																																																																				
			建設業関係職種	建設業関係職種																																																																																																																				
			製造業関係職種	製造業関係職種																																																																																																																				
別表(製造)																																																																																																																								
共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号		特定技能2号																																																																																																																					
	技能水準及び評価方法等	日本国能力水準及び評価方法等	試験受験等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等																																																																																																																				
製造業関係職種	製造業(製造業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)	製造業関係職種	製造業関係職種																																																																																																																				
建設業関係職種	建設業(建設業関係職種、土木、建築、建設、採掘、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)																																																																																																																						
農業関係職種	農業(農業関係職種、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)	農業関係職種	農業関係職種																																																																																																																				
漁業関係職種	漁業(漁業関係職種、水産加工)	国際交流基金日本国語検定2級 J2級 日本国能力試験(N4,N5)	漁業関係職種	漁業関係職種																																																																																																																				

25	分野参考 様式第16-1 (特定技能 所屬機関)	鉄道分野における 特定技能外国人 の受入れに関 する誓約書	分野参考様式第16-1号(特定技能所屬機関) 鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 特定技能所屬機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍・地 域 生 年 月 日 記 鉄道分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1. 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)に従事させる業務が、軌道整備、電気設備整備、車両整備、車両製造又は運輸係員のいずれかであること。 2. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 3. 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」とする。)の構成員であること。 4. 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者、軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。 5. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 6. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 7. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。 (1) 協議会の構成員であること。 (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 (注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日 作成責任者	分野参考様式第16-1号(特定技能所屬機関) 鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 特定技能所屬機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍・地 域 生 年 月 日 記 鉄道分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1. 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)に従事させる業務が、軌道整備、電気設備整備、車両整備、車両製造、運輸係員又は駅・車両清掃のいずれかであること。 2. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 3. 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」とする。)の構成員であること。 4. 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者、軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。 5. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。 6. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 7. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 8. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。 (1) 協議会の構成員であること。 (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 (注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日 作成責任者
----	-----------------------------------	--	--	--

26	分野参考 様式第1 6－2号 （登録支 援機関）	鉄道分野にお ける特定技能外国 人の受入れに関 する誓約書	分野参考様式第16－2号（登録支援機関） 鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 登録支援機関 氏名又は名称 住 所 特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍 ・ 地 域 生 年 月 日 記 鉄道分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援 計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1. 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」 とする。）の構成員であること。 2. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 3. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 (注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を 所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日 作成責任者	分野参考様式第16－2号（登録支援機関） 鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 登録支援機関 氏名又は名称 住 所 特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍 ・ 地 域 生 年 月 日 記 鉄道分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援 計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1. 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」 とする。）の構成員であること。 2. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。 3. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 4. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 (注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を 所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日 作成責任者
----	--------------------------------------	--	---	---